

北名古屋市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年12月10日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

3 北 学 第 7 5 3 号

令和 3 年 1 2 月 6 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 3 年 1 1 月 1 9 日付け 3 北監第 5 0 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

平成28年9月から令和3年12月まで5年間の長期継続契約をした給食配送回収業務について、保育園の統廃合等に伴う変更契約をしていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、令和3年10月29日付けで変更契約を締結しました。